

# 関島社会保険労務士事務所便り

2015年  
5月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03 - 3609 - 7668

HP: <http://www.srseki.info>



## 労働保険・社会保険の適正厳格化

### ◆マイナンバー制でより厳格化へ

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新による申告納付と、社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の標準報酬月額算定基礎届の提出時期になりました。

全体的に、行政側の対応が厳しくなっています。来年よりのマイナンバー制の実施により、適正化が一段と強化され、不正行為は一目瞭然となることが予想されますので、早めの対応が必要となっています。

### ◆労働保険不適正は2年度遡及是正

労働保険の不適正な措置は、主に次の事項があげられます。

- ① 労働者の賃金に通勤費を算入していない。
- ② パート等週20時間以上働いている者を雇用保険に加入させないでいる。
- ③ 労災保険の対象賃金は、すべての労働者に支払った賃金総額です。パートタイマーへの賃金や賞与等を労災算定賃金から除いている。

労働保険の不適正な措置は、行政調査で判明したときは、2年度分が遡及請求され、10%の追徴金が課せられます。

### ◆社会保険 週30時間以上は加入対象

社会保険料の算定基礎届については、全事業所が約4年毎に呼び出し調査を受けるよ

うになっています。昨年からは健保組合加入の事業所についても呼出し調査が行われるようになりました。呼出し調査には1年分の賃金台帳・出勤簿のほか、源泉所得税納付領収書等の持参が求められます。

注意が必要な主な事項は以下のことです。

- ① 原則として週30時間（通常の労働者より4分の3）以上労働している者は社会保険の加入者としなければならないこと
- ② 固定給の引上げ又は引下げにより標準報酬月額が3か月連続して2等級以上の差が出た場合は変動4か月後に月額変更届を提出しなければならないこと。
- ③ 賃金対象に通勤費を算入すること。

### ◆許認可事業所や法人事業所は特に要注意

国土交通省は、運輸業及び建設業の労働保険・社会保険の不適正な事業所について、許認可を取消するという強い指導を行っており、ゼネコン等元請事業所や公共団体に対し、不適正な事業所については排除するよう指導を行っています。

また、厚生労働省は、医療・介護・薬局等保険指定を受けている事業所について未加入事業の洗い出しを進めるとともに、法人事業所は社会保険に強制加入事業所であるところから、社会保険未加入事業所の加入促進を進めています。

# 障害特例による年金とは

質問 私は昭和 30 年 7 月 1 日生まれの女性です。3 年前に左の人工股関節置換術を行いました。国民年金の障害基礎年金を請求したところ、年金を受けられる程度の状態にないと言われました。その際、「60 歳になったら障害特例を受けられる」と言われています。もうすぐ 60 歳になります。どんな手続きが必要でしょうか。厚生年金期間は約 25 年あり、現在は働いていません。

障害特例の年金とは、障害にある者の厚生年金についての定額部分の年金を報酬比例部分の年金の支給開始時に繰り上げて支給する特例措置のことをいいます。

その支給要件は、次の 3 点です。

- ①厚生年金の被保険者でないこと。
- ②障害厚生年金の 3 級以上の障害の状態にあること。
- ③特別支給の老齢厚生年金の受給権があること。

人工関節を置換した場合、通常「障害等級 3 級」とされています。初診日が厚生年金の被保険者にあれば障害厚生年金は受給できますが、ない場合は支給されず、障害基礎年金は 2 級以上の者に支給されます。

昭和 30 年 7 月生まれの女性の場合、特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分が 60 歳からで、定額部分（老齢基礎年金）は 65 歳からですが、3 級以上の障害の状態にある場合は、定額部分の支給開始が、報酬比

例部分の年金支給開始時繰り上げて支給されます。また、定額部分支給開始時に配偶者加給年金がもらえる場合は、加給年金も支給が繰り上げられます。

障害厚生年金の受給者は報酬比例部分支給時に特例支給が行われますが、それ以外の人には請求した月の翌月から特例による年金が支給開始されます。

請求手続は、月の初日に生まれた人は注意が必要です。60 歳に到達する日（6 月 30 日）に請求すれば 7 月から支給され、7 月以降に請求すると、請求月の翌月からの支給となります。（60 歳到達日が月の末日で休日のときは、休日前後のいずれか直近の日に「申立書」を添付すれば 60 歳到達日に請求したものとみなされます。）

通常の老齢厚生・老齢基礎年金裁定請求書のほか、請求日前 1 か月以内の現症の障害年金用の診断書を添付することが必要です。

## 昭和 30 年生まれの女性の場合の障害特例

	60 歳	65 歳
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     男 s 24. 4. 2～ s 28. 4. 1 生れ                      女 s 29. 4. 2～ s 33. 4. 1 生れ                 </div>	特例による加給年金	加給年金
	報酬比例部分	老齢厚生年金
	特例による定額部分	老齢基礎年金

## 昭和 30 年生まれの女性の本来支給年金

	60 歳	65 歳
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     男 s 24. 4. 2～ s 28. 4. 1 生れ                      女 s 29. 4. 2～ s 33. 4. 1 生れ                 </div>	報酬比例部分	老齢厚生年金
		老齢基礎年金
		65 歳

# パート時給・新卒初任給・賃金の動向

## ◆賃上げの動きは中小企業には??

昨年と今年の春闘では、政権の働きかけにより賃上げを実施する大手企業が相次ぎ、「官製賃上げ」などの言葉が聞かれました。中小企業においても人手不足解消等のため、賃上げに踏み切るところがありました。

2017年4月からの消費税率10%への引上げが決定された今、中小企業における賃金の動向が今後の景気を大きく左右するとして、注目されています。

そこで、2013年度・2014年度における三大都市圏（首都圏・東海・関西）のパート募集時平均時給と、2009年～2014年の企業規模別の賃金の額に関する調査結果から、最近の中小企業の賃金の動向を見てみました。

## ◆パート募集時平均時給の推移

株式会社リクルートジョブズが毎月公表している調査結果によると、2014年度の平均時給は959.8円で、2013年度の948.8円よりも10円以上上がっています。

特に、年末年始の繁忙期には2014年10月度：961円、11月度：999円、12月度：966円と、3カ月連続で平均を上回る金額となっていました。

厚生労働省が毎月公表している一般職業紹介状況においても、パートの有効求人倍率が前年を上回る傾向が続いており、時給額の上昇からは、「より良い条件を提示して人材を確保したい」という企業の思惑が見てとれます。

## ◆中小企業の賃金額の推移

厚生労働省の賃金構造基本統計調査では、毎年常用労働者10人以上の民営事業所を対象に有効回答を得た企業の賃金の額をまとめています。

企業規模別の男性の額を比較すると、中企業（常用労働者数100～999人）では2014年：31万2,100円で、2013年：30万9,400円を上回りますが、2009年～2014年の平均31万4,160円は下回っています。

また、小企業（常用労働者数10～99人）では2014年：28万5,900円で、2013年：28万円5,700円を若干上回り、2009年～2014年の平均28万4,300円を1,600円上回っています。

上記を見る限りでは、中小企業全体に賃上げの動きがあると言うのは難しそうです。

中小企業の正社員にも賃上げの動きが波及しているかは、今年の結果を見ることで確認できるでしょう。

## 新規学卒者の初任給の推移（労働者10～99人規模事業所）

企業規模、年	男				女			
	大学卒		高校卒		大学卒		高校卒	
	千円	前年比(%)	千円	前年比(%)	千円	前年比(%)	千円	前年比(%)
<b>10～99人</b>								
平成 20	197.9	(2.6)	162.3	(1.4)	190.2	(1.9)	151.3	(1.7)
21	195.4	(-1.3)	163.3	(0.6)	189.6	(-0.3)	148.2	(-2.0)
22	199.8	(2.3)	163.7	(0.2)	191.5	(1.0)	151.1	(2.0)
23	194.3	(-2.8)	159.8	(-2.4)	185.3	(-3.2)	149.1	(-1.3)
24	200.2	(3.0)	160.4	(0.4)	192.5	(3.9)	151.0	(1.3)
25	194.6	(-2.8)	158.1	(-1.4)	185.1	(-3.8)	148.1	(-1.9)
26	197.3	(1.4)	161.7	(2.3)	190.4	(2.9)	151.8	(2.5)

(厚生労働省\*賃金構造基本統計調査より)

(注) 初任給は、当該年次における確定した額であり、所定内給与額から通勤手当を除いる

### ●「プライベート優先」の新入社員、半数超え

就職情報会社マイナビが2,786人の新入社員に実施した調査で「プライベート優先」との答えが53.3%から寄せられ「仕事優先」「どちらかと言えば仕事優先」の45.1%を上回る結果となった。昨年実施の同調査では、「仕事優先」が50.2%だった。「プライベート優先」が増える傾向は、4年連続という。(4月28日)

### ●中小企業の4割が人材不足

政府が2015年版の中小企業白書を閣議決定し、必要な人材確保ができていない企業が約4割に上る現状を示した。建設業、医療・福祉関連での人手不足が特に目立つとしている。背景として高い離職率も影響していると分析。新卒者の4割以上が3年以内に離職しており、会社規模が小さいほど離職率は高いとしている。(4月25日)

### ●厚労省・国交省が連携で建設人材確保策

24日、国交省は厚労省と連携してまとめた2015年度の建設人材確保の重点策を公表した。国交省では、社会保険未加入対策として加入状況を確認、必要に応じて厚労省に伝達したり監督処分したりすることを明らかにした。厚労省は、適切な賃金水準確保のため、人事評価基準などの雇用管理制度の導入が遅れている中小規模事業主からの導入相談に応じる。(4月25日)

### ●「ブラックバイト」横行で注意喚起

いわゆる「ブラックバイト」について、厚生労働省は今月から「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを開始し、本格的に警鐘を鳴らし始めている。「ブラックバイト」は、低収入による生活苦や労働基準法等に関する知識不足を背景に、大学生らに長時間働かせたりノルマ未達成の場合に自腹で商品を買わせたりするもので、数年前から問題視されていたが改善が進んでいない。(4月22日)

### ●アルバイト・パートの平均時給が連続で上昇

3月の三大都市圏におけるアルバイト・パートの平均時給が960円(前年同月比1.3%上昇)

となり21カ月連続で前年同月比を上回ったことが、リクルートジョブズの調査でわかった。採算の厳しい一部の飲食店などでは、時給上げによる新規採用ではなく、既存従業員に対する研修の実施等により定着率を上げ、人材確保に注力する企業も出始めている。(4月21日)

### ●転職者数が4年連続増加で290万人に

総務省が「労働力調査」の結果を発表し、2014年における転職者は290万人で、4年連続増加したことがわかった。25～34歳では7万人減で75万人となる一方、35～44歳では5万人増で67万人、45～54歳でも3万人増で41万人となった。業務拡大に取り組む中堅・中小企業では、即戦力として実務経験豊富な中高年を採用する傾向がみられる。(4月21日)

### ●医療費点検 健保組合主導に

医療費請求の重複チェックを省く制度改正が、来年度にも実施されることになりそうだ。これは、現在社会保険診療報酬支払基金と健康保険組合でそれぞれ点検しているレセプトについて、2016年度より、希望する健保組合が自ら点検した後、疑わしい分だけ支払基金に回す制度にするというもの。審査にかかる手数料を削減するとともに、医療費を抑制する狙いがあるとみられている。(4月11日)

### ●法人番号活用で厚年未加入企業を割出し

政府は、マイナンバー制度を活用して「未納対策の強化」「手続きの利便性向上」「『消えた年金』の再発防止」等の年金制度改善策を講じる方針を固めた。平成28年から法人番号により厚生年金未加入企業を迅速に割り出して、効果的な督促と強制徴収につなげる。検討チームで具体策を詰め、今春にも年金分野でのマイナンバー活用方法を公表する方針。(4月5日)

